大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく

令和６年度実施対象校について

令和６年11月11日

大阪府教育委員会

１　令和６年度の方針

　　　令和６年度は、募集停止及び普通教育を主とする学科における改編に着手する。

２　募集停止する学校

|  |  |
| --- | --- |
| 対象校（所在地） | 募集停止時期 |
| 高校（大阪市大正区） | 令和８年度入学者募集時 |
| 高校（堺市西区） | 令和８年度入学者募集時 |

３　普通教育を主とする学科の改編

　（１）学際領域に関する学科への改編

|  |  |
| --- | --- |
| 対象校（所在地） | 改編時期 |
| 高校（茨木市） | 令和８年度入学者から |

　（２）地域社会に関する学科への改編

|  |  |
| --- | --- |
| 対象校（所在地） | 改編時期 |
| 高校（大阪狭山市） | 令和８年度入学者から |

参考

令和６年度実施対象校（案）「募集停止する学校」の周知状況及び関係者等からの要望等について

１．実施対象校（案）の周知状況

　　＜各校から＞

　　　○ 臨時職員会議等で教職員へ説明

　　　○ 全校集会（校内放送）、メール等により在校生へ周知

　　　○ 説明文書配付により保護者へ周知

　　　○ ＰＴＡ会長、同窓会長等の学校関係者へ説明

　　＜教育庁から＞

○ 大阪府内公立中学校長へ説明

○ 府内市教育委員会（対象校所在地）へ説明

２．大阪府議会９月定例会での議論について

○ 大正白稜高校を開校後わずか６年で募集停止する案を公表したことについて、府教育庁としてどのように考えているのか。（代表質問：公明党大阪府議会議員団）

○ 大正白稜高校について、募集停止案が公表されたが、今回、募集停止案を公表するにあたって、当時の判断をどのようにとらえているのか。（教育常任委員会：中川誠太議員）

○ 再編整備により開校した学校を再び募集停止とするに至ったことについてどのように考えているのか、また、今回の経過について、今後の再編整備を進めるにあたってどのように生かし、どのようにつなげていくのか。（教育常任委員会：藤村昌隆議員）

３．関係者等からの要望等

＜大正白稜高校関係＞

○ 大正区の高校を考える区民の会から令和６年９月24日付「府立大正白稜高校の募集停止＝廃校（案）の白紙撤回を求めます（要請）」の提出

 （主な意見）

・大正区に３つもあった府立高校が10年間ですべて廃校となると、地域の教育環境は低下し、区内の子ども達の「学ぶ権利」を奪うことになる。まずは、統合後わずか６年でかかる事態に至ったことを検証・評価し、改善を図るべき。高校の再編整備は「定員」だけで判断せず、地域の特性、有する機能を総合的に勘案するべき。大正区唯一となる大正白稜高校をどのように維持、発展させていくかを思考することが必要で、学校と地域が相互に連携・協働し、地域に根差したこれからの大正白稜高校を考えていくことが先決と考える。

・大正区のほぼすべてが高潮・津波の浸水区域とされており、「災害時避難所」に指定されている学校の廃校は、災害拠点機能の喪失を意味し、区民の安全・安心の確保とは逆行する措置で、行政がとるべき措置ではない。

＜その他＞

　　 ○ 大阪の高校を守る会から令和６年11月８日に大正白稜高校、福泉高校の存続を求める署名（計5,450筆）

　　　 （主な意見）

　　　　 ・公立高校の定員には「ゆとり」があって当然。「定員に満たない」ことを理由に、廃校するなど道理がなく、大正白稜高校、福泉高校の募集停止を撤回し、府立学校条例の改正を検討すること。

　　　　 ・少子化を理由に府立高校の再編整備を進める前に、少子化をチャンスと捉え、少人数学級

　　　　　 の実施や学校の小規模化など、教育条件の改善を行うこと。

　　　　 ・大正白稜高校は2018年に２つの府立高校の統廃合でできた学校であり、わずか６年の廃校方針は不当。大正区では３つあった府立高校が10年間にすべて廃校になり、区内に高校がなくなる。これは地域の教育環境を大きく低下させ、子どもたちの「学ぶ権利」を奪うものである。

令和６年度実施対象校（案）「普通教育を主とする学科の改編」の概要について

１．基本的な考え方

普通科の教育内容の充実及びさらなる魅力化・特色化に向けた取組みとして、「普通教育を主とする学科」の内、「学際領域に関する学科」及び「地域社会に関する学科」を設置する。

２．実施対象校（案）の概要

（１）「学際領域に関する学科」及び「地域社会に関する学科」の特色

・　各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を２単位以上設定し、全ての生徒が当該学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間を合計６単位以上履修する。

・　大学や企業等の外部機関と連携協力体制（以下、「コンソーシアム」という）を構築し、外部機関と連携した探究的な学習を実施する。

・　コンソーシアムとの連携にあたっては、連絡調整業務を行う職員（以下、「コーディネーター」という）を配置する。

　　（２）特色ある取組みの例

　　　　＜春日丘＞

　　　　　・　日本と海外の文化を比較・調査し、その相違点等の考察について発表する活動

　　　　　・　防災・環境・人権などの、国際的かつ学際的な社会課題の解決策を構想する活動

　　　　＜狭山＞

　　　　　・　大阪狭山市における課題について、課題を設定し解決策を提言する活動

　　　　　・　生徒が居住する地域社会における課題について、情報収集・分析し、その課題の解決方法を構想する活動

（３）コンソーシアムの構成機関（予定）

＜春日丘＞ 大阪大学、大阪公立大学、立命館大学、

株式会社三菱総合研究所、一般社団法人ナレッジキャピタル

＜狭山＞　 大阪狭山市、大阪狭山市教育委員会、大阪狭山市商工会、大阪公立大学、

近畿大学、株式会社三菱総合研究所、一般社団法人ナレッジキャピタル、

一般社団法人学びのイノベーション・プラットフォーム

（４）コーディネーターの配置

　　＜春日丘＞　令和８年度より1名配置予定

＜狭山＞　　令和６年度より1名配置開始